

緑化計画の作成について

1 緑化計画とは

本マニュアルで述べる緑化計画とは、大阪府自然環境保全条例第34条に基づき作成する「緑化計画書」の内容となるもので、同条例施行規則に定める「緑化基準等」に即して敷地や建築物上の一定割合を緑化するにあたって、緑化する場所、緑化の手法、緑化材料などを具体的にまとめたものをいいます。

建築物の緑化には、敷地内への樹木の植樹による緑量感のある植栽、グランドカバーなどによる面的な緑化、ツル植物などを使った建築物壁面への立体的な緑化など、多様な手法がありますが、緑化計画を作成する際には、個々の目的や空間に応じた緑をつくることを心掛けてください。

